



発行 新潟県  
**第 36 号**  
 令和8年5月12日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 398 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 399 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する医師の指定（障害福祉課）
- 400 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する医師の指定の辞退（障害福祉課）
- 401 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 402 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 403 道路の区域変更（道路管理課）
- 404 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第398号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 木戸病院
- 2 所 在 地 新潟市東区竹尾4丁目13番3号
- 3 有効期間 令和8年7月1日から  
令和11年6月30日まで

◎新潟県告示第399号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日
田中 裕貫	整形外科	たなか整形外科クリニック	燕市地藏堂本町3丁目1番22号	令和8年5月1日
磯貝 将	脳神経外科	じゅん脳外科内科	長岡市泉2丁目4-1	令和8年5月1日

◎新潟県告示第400号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する指定を受けた医師から、指定を辞退する旨の届出があった。

令和8年5月12日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
小池 宏	泌尿器科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	令和8年3月31日
布目 愛紗	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	令和8年4月1日
渡邊 和樹	内科	新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412-1	令和8年4月3日

◎新潟県告示第401号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
魚沼市新保字新保69番4	田	249.22
魚沼市新保字水上77番	田	404
魚沼市新保字水上86番1	田	416
魚沼市新保字水上87番1	田	347
魚沼市新保字水上88番1	田	261
魚沼市新保字風下613番	田	2,441
魚沼市新保字前田652番1	田	2,646
魚沼市新保字前田652番2	田	579
魚沼市新保字前田652番3	田	284
魚沼市新保字前田653番1	田	490
魚沼市新保字前田653番2	田	36
魚沼市一日市字番匠免340番1	田	221
魚沼市一日市字番匠免340番2	田	352
魚沼市一日市字番匠免340番3	田	518
魚沼市一日市字番匠免341番1	田	740
魚沼市一日市字番匠免372番	田	742
魚沼市一日市字番匠免373番	田	742
魚沼市一日市字番匠免374番	田	742
魚沼市一日市字番匠免375番	田	742
魚沼市一日市字番匠免376番	田	742
魚沼市一日市字番匠免385番1	田	565
魚沼市一日市字番匠免385番2	田	358
魚沼市一日市字番匠免385番3	田	583

2 利用権の内容

水稲作付、野菜類作付

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年8月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

151,165円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第402号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年4月新潟県告示第254号）の一部を令和8年4月21日に次の表のように改正したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業		新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業
	知事管理漁獲可能量		知事管理漁獲可能量
	<u>102.8</u> トン		<u>104.3</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業		新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業
	知事管理漁獲可能量		知事管理漁獲可能量
	<u>133.8</u> トン		<u>131.6</u> トン
3・4	(略)	3・4	(略)

◎新潟県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代天水島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松之山水梨字落会1748番5から	新	5.6～46.4メートル	264.1メートル
同市松之山水梨字落会1889番1まで	旧	4.2～46.4メートル	267.6メートル

◎新潟県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市下久知字東野2195番216から同市下久知字葛平1317番
- 3 供用開始の期日 令和8年5月12日

公 告

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

**1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者**

名 称 ナルス南高田店

所在地 上越市上中田2001番地

設置者 株式会社ナルス

**2 届出の概要及び公告日**

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年12月5日

**3 意見の概要****(1) 上越市からの意見の概要**

意見なし

**(2) 居住者等の意見の概要**

意見書の提出はなかった。

**4 縦覧場所**

新潟県産業労働部地域産業振興課

**5 縦覧期間**

令和8年5月12日から令和8年6月12日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

**1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者**

名 称 新村上ショッピングプラザ

所在地 村上市仲間町197番 外

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

**2 届出の概要及び公告日**

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年12月23日

**3 意見の概要****(1) 村上市からの意見の概要**

意見なし

**(2) 居住者等の意見の概要**

意見書の提出はなかった。

**4 縦覧場所**

新潟県産業労働部地域産業振興課

**5 縦覧期間**

令和8年5月12日から令和8年6月12日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 (仮称)クスリのアオキ五泉赤海店  
所在地 五泉市赤海3841番地 外  
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 令和7年12月26日
- 3 意見の概要
  - (1) 五泉市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和8年5月12日から令和8年6月12日まで